

<p>水質汚濁防止法 (昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号) 最終改正…平成二六年六月一八日法律第七二号</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 排出水の排出の規制等(第三条―第十条の四) 第二章の二 生活排水対策の推進(第十四条の五―第十四条の十一) 第三章 水質の汚濁の状況の監視等(第十五条―第十八条) 第四章 損害賠償(第十九条―第二十条の五) 第五章 雑則(第二十一条―第二十九条) 第六章 罰則(第三十条―第三十五条) 附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号) 最終改正…平成二七年一月三〇日政令第三〇号</p> <p>内閣は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項、第三条第三項、第十二条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十八条、第二十一条第四項、第二十二條第一項、第二十四条第三項、第二十八条及び附則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。</p>	<p>水質汚濁防止法施行規則 (昭和四十六年六月十九日総理府・通商産業省令第二号) 最終改正…平成二六年一一月四日環境省令第三〇号</p> <p>水質汚濁防止法第五条、第六条、第七条、第十四条第一項及び第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、水質汚濁防止法施行規則を次のように定める。</p>
<p>(目的) 第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。</p>		
<p>(定義) 第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港灣、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。</p> <p>2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(特定施設) 第一条 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。</p>	<p>(用語) 第一条 この省令で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)及び水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。</p> <p>(科学技術に関する研究等を行う事業場) 第一条の二 令別表第一第七十一号の二の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 一 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 二 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 三 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前二号に該当するものを除く。) 四 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 五 保健所 六 検疫所 七 動物検疫所 八 植物防疫所 九 家畜保健衛生所 十 検査業に属する事業場 十一 商品検査業に属する事業場 十二 臨床検査業に属する事業場</p>

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

十三 犯罪鑑識施設

（カドミウム等の物質）

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二―ジクロロエタン
- 十四 一・一―ジクロロエチレン
- 十五 一・二―ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一―トリクロロエタン
- 十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八 一・三―ジクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 二十 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―ス―トリアジン（別名シマジン）
- 二十一 S―四―クロロベンジル||N・N―ジ

エチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）

- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン及びその化合物
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふっ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四―ジオキサン

（水素イオン濃度等の項目）

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 水素イオン濃度
- 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- 三 浮遊物質
- 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- 五 フェノール類含有量
- 六 銅含有量
- 七 亜鉛含有量
- 八 溶解性鉄含有量
- 九 溶解性マンガン含有量
- 十 クロム含有量
- 十一 大腸菌群数
- 十二 窒素又はリンの含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。第四条の二において同じ。）

（湖沼植物プランクトン等の著しい増殖をもたらすおそれがある場合）

- 第一条の三 磷に係る令第三条第一項第十二号の環境省令で定める場合は、磷を含む水が工場又は事業場から次に掲げる公共水域に排出される場合とする。
- 一 水の滞留時間が四日間以上である湖沼（水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

○ミリグラムを超えること、特殊なダムの操作が行われることその他の特別の事情があるものを除く。

二 次に掲げる算式により計算した値が一・〇以上である海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下この号において同じ。）その他の水が滞留しやすい海域

$$\sqrt{S \times D1} \div (W \times D2)$$

（この式において、S、W、D1及びD2は、それぞれ次の値を表すものとする。）

S 当該海域の面積（単位 平方キロメートル）
W 当該海域と他の海域との境界線の長さ（単位 キロメートル）

D1 当該海域の最深部の水深（単位 メートル）

D2 当該海域と他の海域との境界における最深部の水深（単位 メートル）

三 第一号に掲げる湖沼又は前号に掲げる海域に流入する公共用水域

2 窒素に係る令第三条第一項第十二号の環境省令で定める場合は、窒素を含む水が工場又は事業場から次に掲げる公共用水域に排出される場合とする。

一 前項第一号に掲げる湖沼のうち、水の窒素含有量を水の燐含有量で除して得た値が二〇以下であり、かつ、水の燐含有量が一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以上であることその他の事由により窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となるもの

二 前項第二号に掲げる海域

三 第一号に掲げる湖沼又は前号に掲げる海域に流入する公共用水域

2 環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

3 この法律において「指定地域特定施設」とは、

第四条の二第一項に規定する指定水域の水質に就いて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

（指定地域特定施設）
第三条の二 法第二条第三項の政令で定める施設は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽とする。

（指定物質）

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ホルムアルデヒド
- 二 ヒドラジン
- 三 ヒドロキシルアミン
- 四 過酸化水素
- 五 塩化水素
- 六 水酸化ナトリウム
- 七 アクリロニトリル
- 八 水酸化カリウム
- 九 アクリルアミド
- 十 アクリル酸
- 十一 次亜塩素酸ナトリウム
- 十二 二硫化炭素
- 十三 酢酸エチル
- 十四 メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）
- 十五 硫酸
- 十六 ホスゲン
- 十七 一・二・ジクロロプロパン
- 十八 クロルスルホン酸
- 十九 塩化チオニル

二十 クロホルム
二十一 硫酸ジメチル
二十二 クロルピクリン
二十三 りん酸ジメチル $\text{H}_2\text{N}-\text{C}(\text{O})-\text{N}(\text{C}_2\text{H}_5)_2$ ジクロロピ
ニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
二十四 ジメチルエチルスルフィニルイソプロ
ピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホ
ス又はESP)
二十五 トルエン
二十六 エピクロロヒドリン
二十七 スチレン
二十八 キシレン
二十九 パラジクロロベンゼン
三十 N-メチルカルバミン酸ニセカンダリ
ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又は
BPMC)
三十一 三・五ジクロロ-N-(1-1-ジ
メチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別
名プロピザミド)
三十二 テトラクロロイソフタロニトリル(別
名クロタロニル又はTPN)
三十三 チオりん酸O・O-ジメチル-O-(三
メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェ
ニトロチオン又はMEP)
三十四 チオりん酸S-ベンジル-O-O-ジ
イソプロピル(別名イプロベンホス又はIB
P)
三十五 1-3-ジチオラン-2-イリデンマ
ロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラ
ン)
三十六 チオりん酸O・O-ジエチル-O-(二
イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジ
ニル)(別名ダイアジノン)
三十七 チオりん酸O・O-ジエチル-O-(五

1-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名
イソキサチオン)
三十八 4-ニトロフェニル-2-4-6-トリ
クロロフェニルエーテル(別名クロルニト
ロフェン又はCNP)
三十九 チオりん酸O・O-ジエチル-O-(三
・五・六-トリクロロ-2-ピリジル)(別
名クロルピリホス)
四十 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
四十一 エチル $\text{H}_2\text{C}=\text{C}(\text{H})-\text{N}(\text{H})-\text{C}_6\text{H}_4-$
-N-[「メチル(1-メチルチオエチリデ
ンアミノオキシカルボニル)アミノ」チオ]
アミノ」プロピオナート(別名アラニカルブ)
四十二 1-2-4-5-6-7-8-オ
クタクロロ-2-3-3a-4-7-7a-
ヘキサヒドロ-4-7-メタノ-1H-イン
デン(別名クロルデン)
四十三 臭素
四十四 アルミニウム及びその化合物
四十五 ニッケル及びその化合物
四十六 モリブデン及びその化合物
四十七 アンチモン及びその化合物
四十八 塩素酸及びその塩
四十九 臭素酸及びその塩
五十 クロム及びその化合物(六価クロム化合
物を除く)
五十一 マンガン及びその化合物
五十二 鉄及びその化合物
五十三 銅及びその化合物
五十四 亜鉛及びその化合物
五十五 フェノール類及びその塩類
五十六 1-3-5-7-テトラアザトリシク
ロ「三・三・一・一三・七」デカン(別
名ヘキサメチレンテトラミン)

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「排水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共水域に排出される水をいう。

7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共水域に排出

される水（排水を除く。）をいう。

第二章 排水の排出の規制等

（排水基準）

第三条 排水基準は、排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないとき、その区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

（油）
第三条の三 法第二条第四項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

- 一 原油
- 二 重油
- 三 潤滑油
- 四 軽油
- 五 灯油
- 六 揮発油
- 七 動植物油

（貯油施設等）

第三条の四 法第二条第四項の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、別表第一に掲げる施設以外のものとする。

- 一 前条の油を貯蔵する貯油施設
- 二 前条の油を含む水を処理する油水分離施設

（排水基準に関する条例の基準）

第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壌の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

（排水基準に関する勧告）

第四条 環境大臣は、公共用水域の水質の汚濁の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排水基準を定め、又は同項の規定により定められた排水基準を変更すべきことを勧告することができる。

（総量削減基本方針）

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによっては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係るある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

（指定項目、指定水域及び指定地域）

第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

化学的酸素要求量	館山市洲崎から三浦市	別表第二第一号に掲げる区域
	陸岸により囲まれた海域	
	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
	館山市洲崎から三浦市	別表第二第一号に掲げる区域
	陸岸により囲まれた海域	
	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及	別表第二第三号に掲げる区域

び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線、同崎から福岡県妙見崎灯台まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域	る区域
---	-----

2

総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを用途とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第二号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。

一 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量

二 前号に掲げる総量につき、政令で定めるところにより、当該指定地域における人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量

（法第四条の二第二項第二号に掲げる総量）

第四条の三 法第四条の二第二項第二号に掲げる総量は、当該指定地域における人口及び産業の動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた措置を考慮して、目標年度において公共用水域に排出される見込まれる水の発生源別の汚濁負荷量につき、目標年度において見込まれる汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備及び汚水又は廃液の処理施設の設置の状況等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合に、当該指定水域に流入すると見込まれる水の汚濁負荷

- 三 当該指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別及び都道府県別の削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。）
- 3 環境大臣は、第一項の水域を定める政令又は同項の地域を定める政令又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならぬ。
- 5 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

量の総量を算定することにより求めるものとする。

(総量削減計画)

- 第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。
- 2 総量削減計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
 - 二 前号の削減目標量の達成の方途
 - 三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項
- 3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。
- 5 都道府県知事は、総量削減計画を定めるときは、その内容を公表するよう努めなければならない。
- 6 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画の達成の推進)

第四条の四 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(総量規制基準)

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

(法第四条の五第一項の環境省令で定める規模)

第一条の四 法第四条の五第一項の環境省令で定める規模は、一日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排水量」という。）が五十立方メートルであるものとする。

(総量規制基準)

第一条の五 法第四条の五第一項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lc \parallel Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$$

（この式において、Lc、Cc及びQcは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）
- Cc 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 リットルにつきミリグラム）
- Qc 特定排水水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚

濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位一日につき立方メートル)

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_{c||} (C_{cjj} \cdot Q_{cjj} + C_{c|i} \cdot Q_{c|i} + C_{c \cdot o} \cdot Q_{c \cdot o}) \times 10^{-8}$$

(この式において、 L_{c} 、 $C_{c|i}$ 、 $C_{c \cdot o}$ 、 Q_{cjj} 、 $Q_{c|i}$ 及び $Q_{c \cdot o}$ は、それぞれの値を表すものとする。

L_{c} 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

$C_{c|i}$ 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)

$C_{c \cdot o}$ 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(前項の式において用いられる一定の値として定められた C_{c} と同じ値とする。)(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_{cjj} 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 一日につき立方メートル)

$Q_{c|i}$ 都道府県知事が定める日から Q_{cjj} の都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 一日につき立方メートル)

定める日から当該 Q_{cjj} の都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量($Q_{c \cdot j}$ を除く。)(単位 一日につき立方メートル)

$Q_{c \cdot o}$ 特定排出水の量($Q_{c \cdot j}$ 及び $Q_{c|i}$ を除く。)(単位 一日につき立方メートル)

3 第一項に規定する C_{c} 並びに前項に規定する $C_{c|i}$ 、 $C_{c \cdot o}$ 及び $Q_{c \cdot o}$ の値(以下この項において「 C_{c} 等の値」という。)は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。以下「化学的酸素要求量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。ただし、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出水を排出する指定地域内事業場に係る場合であつて、当該環境大臣が定める範囲内において C_{c} 等の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が化学的酸素要求量に係る業種等ごとに C_{c} 等の値を別に定めたときは、この限りでない。

4 一の指定地域内事業場が二以上の化学的酸素要求量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該化学的酸素要求量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の六 法第四条の五第一項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_{n||} C_{n} \cdot Q_{n} \times 10^{-8}$$

この式において、 L_n 、 C_n 及び Q_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_n 都道府県知事が定める一定の窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 一日につき立方メートル）

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_n \parallel (C_n \cdot Q_n + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

この式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{no} 、 Q_{no} 及び Q_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_n 都道府県知事が定める一定の窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

C_{no} 都道府県知事が定める一定の窒素含有量（前項の式において用いられる一定の値として定められた C_n と同じ値とする。）（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_n 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量）（単位

位 一日につき立方メートル）

Q_{no} 特定排水の量（ Q_n を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

3 第一項に規定する C_n 並びに前項に規定する C_n 及び C_{no} の値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。次項において「窒素含有量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上の窒素含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該窒素含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の七 法第四条の五第一項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_p \parallel C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

この式において、 L_p 、 C_p 及び Q_p は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_p 都道府県知事が定める一定のりん含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排水（排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位

- 2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。
- 3 第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならぬ。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（特定施設の設置の届出）

第五条 工場又は事業場から公共水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lp \parallel (Cp_i \cdot Qp_i + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$$

この式において、Lp、Cp_i、Cp_o、Qp_i及びQp_oは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lp 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

Cp_i 都道府県知事が定める一定のりん含有量（単位 リットルにつきミリグラム）

Cp_o 都道府県知事が定める一定のりん含有量（前項の式において用いられる一定の値として定められたCpと同じ値とする。）（単位 リットルにつきミリグラム）

Qp_i 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル）

Qp_o 特定排出水の量（Qp_iを除く。）（単位 一日につき立方メートル）

3 第一項に規定するCp並びに前項に規定するCp_i及びCp_oの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。次項において「りん含有量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上のりん含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該りん含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

（届出書の提出部数）

第二条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第三条 法第五条第一項第九号の環境省令で定める事項は、排水に係る用水及び排水の系統とする。

2 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。

3 法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。

4 法第五条第一項、第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、**様式第一**による届出書によつてしなければならない。

第四条 削除

第五条 削除

(受理書)

第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、**様式第四**による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第九条の二の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び**様式第十**の二のフレキシブルディスク提出書(以下「フレキシブルディスク等」という。)により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は令第十条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提

出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

一 **様式第一**(別紙一から別紙十一までを含む。)による届出書

二 **様式第二**の二(別紙を含む。)による届出書

三 **様式第五**による届出書

四 **様式第六**による届出書

五 **様式第七**による届出書

六 **様式第十**による届出書

2 前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第二条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに**様式第十**の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第九条の二の三 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第九条の二の四 第九条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつて

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の設備
 - 六 特定施設の使用の方法
 - 七 汚水等の処理の方法
 - 八 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）

- を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 有害物質使用特定施設の種類
 - 四 有害物質使用特定施設の構造
 - 五 有害物質使用特定施設の使用の方法
 - 六 汚水等の処理の方法
 - 七 特定地下浸透水の浸透の方法
 - 八 その他環境省令で定める事項
- 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
 - 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
 - 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法

- は日本工業規格X六二二五
- 二 ポリユーム及びファイブ構成については、日本工業規格X〇六〇五
 - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一
- 2 第九条の二の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八による図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
- （フレキシブルディスクにはり付ける書面）**
- 第九条の二の五 第九条の二の二のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二二によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 届出年月日

（有害物質貯蔵指定施設）

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

六 その他環境省令で定める事項

(経過措置)

第六条 一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であつて排水を排出し、若しくは特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となつた際現にその施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしていない者を含む。）は、当該施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内に、それぞれ、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、当該施設につき既に指定地域特定施設についての前条第一項又は次項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の規定又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

2 一の施設が指定地域特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定地域特定施設を設置している者であつて、排水を排出するものは、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、当該施設につき既に湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

3 第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者及び前条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手してないものを含む。）であつて排水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第七条 第五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(計画変更命令等)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項の規定による届出又は前条の規定による

(有害物質を含むものとしての要件)

第六条の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法によ

届出（第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合（同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。）又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に

り特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第八条の二 都道府県知事は、第五条第一項の規定による届出又は第七条の規定による届出（同項第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。）について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(実施の制限)

第九条 第五条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)
第十条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り

受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第十四条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

(排水の排出の制限)

第十二条 排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

3 第一項の規定は、一の施設が指定地域特定施設となつた際に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際にその地域において指定地域特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にはあつては、三年間）は、適用しない。ただ

(氏名の変更等の届出)
第七条 法第十条の規定による届出は、法第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項、同条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつて、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第六による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第八条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七による届出書によつてしなければならない。

(法第十二条第二項の政令で定める施設)
第五条 法第十二条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。

し、当該施設が指定地域特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（総量規制基準の遵守義務）

第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

（特定地下浸透水の浸透の制限）

第十二条の三 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務）

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等）
第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

（施設本体の床面及び周囲の構造等）
第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本體（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下への構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不透水性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。
 - ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。
 - 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（配管等の構造等）

第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。
 - イ 次のいずれにも適合すること。
 - （1） 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
 - （2） 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
 - （3） 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、こ

ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) トレンチの中に設置されていること。

(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、

コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。)は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(地下貯蔵施設の構造等)

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの(以下「地下貯蔵施設」という。)は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有す

る措置が講じられていること。

(使用の方法)

第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
 - イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。
 - ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
 - ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
- 二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること。

(改善命令等)

第十三条 都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

第十三条の二 都道府県知事は、第十二条の三に規定する者が、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際にその水が特定地下浸透水であるとき、

及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

(指導等)

第十三条の四 都道府県知事は、指定地域内事業場から排水を排出する者以外の者であつて指

定地域において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(排水の汚染状態の測定等)

第十四条 排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

(指導等)

第十三条の四 都道府県知事は、指定地域内事業場から排水を排出する者以外の者であつて指

定地域において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(排水の汚染状態の測定)

第九条 法第十四条第一項の規定による排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 排水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項のうち、**様式第一別紙四**により届け出たもの（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により特定施設（法第二条第二項に規定する特定施設に限る。）の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）**様式第一別紙四**により申請したものを用い、法第五条第一項の規定に相当する鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の規定による法第二十三條第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排水の汚染状態の測定のうち、

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならぬ。

砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 前号の測定は、特定事業場の規模、排出水の汚染状態その他の事情により、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、**様式第一別紙四**により届け出たものについて都道府県又は令第十条に規定する市（以下この号及び第五号において「都道府県等」という。）が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち**様式第一別紙九**により届け出たもの（法第五条第二項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第二十三条第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

五 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち**様式第一別紙九**により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当該物

質に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。

七 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

八 測定の結果は、**様式第八**による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条の登録を受けた者から**様式第八**の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第七十七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第七十七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならぬ。

（排水の汚濁負荷量の測定等）
第九条の二 法第十四条第二項の規定による排水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならぬ。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。
- 4 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならない。
- 5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

- 一 汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところにより、特定排水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚濁状態及び特定排水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項を計測し、特定排水の一日当たりの汚濁負荷量を算定することにより行うこと。
- 二 前号の測定は、日平均排水量が四百立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては排水の期間中毎日、日平均排水量が二百立方メートル以上四百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては七日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均排水量が百立方メートル以上二百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均排水量が五十立方メートル以上百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては三十日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、排水の系統ごとの汚濁状態及び量その他の事情により、これらの測定の回数によることが困難と認められる場合であつて、都道府県知事が別に排水の期間を定めたときは、当該都道府県知事が定めた排水の期間ごとに行うこと。
- 三 測定の結果は、様式第九による汚濁負荷量測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

2 法第十四条第三項の規定による届出は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書によつてしなければならない。

- 一 特定排水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚濁状態、特定排水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所
- 二 特定排水の一日当たりの汚濁負荷量の算定方法
- 三 その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(点検事項及び回数)

第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。

3 法第十四条第五項の規定による点検により、

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（点検結果の記録及び保存）

第九条の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - 二 点検年月日
 - 三 点検の方法及び結果
 - 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
 - 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- 2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。
- 3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。
- 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
 - 二 異常等を確認した年月日
 - 三 異常等の内容
 - 四 異常等を確認した者の氏名
 - 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

（事故時の措置）

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引

き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

第九条の三 法第十四条の三第一項 又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 法第十四条の三第一項 の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項 又は同条第二項 の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

一 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第二号から第四号までに掲げるものを除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

二 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業（同条第五項 に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。） 同条第四項 に規定する水道用水供給事業又は同条第六項 に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二十二号）第四十条第一項 に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 水質環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

3 法第十四条の三第一項 の相当の期限は、第一項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置

2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにならなければならない。

第二章の二 生活排水対策の推進

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の五 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第十四条の六 何人も、公共水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、

者又は設置者であつた者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。

4 第一項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準（同項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合にあっては、削減目標）、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行うものとする。

（測定方法）

第九条の四 前条第二項に規定する浄化基準及び削減目標は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

(生活排水を排出する者の努力)

第十四条の七 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

(生活排水対策重点地域の指定等)

第十四条の八 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域にわたる場合においては、都府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都府県知

事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域を含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。

5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の變更について準用する。

(生活排水対策推進計画の策定等)

第十四条の九 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

二 生活排水処理施設の整備に関する事項

3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。

5 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあつては勧告をすることができる。

7 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

(生活排水対策推進計画の推進)

第十四条の十 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(指導等)

第十四条の十一 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するために必要と認める場合には、その生活排水対策重点地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができる。

第三章 水質の汚濁の状況の監視等

(常時監視)

第十五条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

(測定計画)

第十六条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 環境大臣は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量をは握するため、測定計画の作成上都道府県知事が準拠すべき事項を指示することができる。

4 国及び地方公共団体は、測定計画に従って当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事へ送付するものとする。

(測定の協力)

第十六条の二 地方公共団体の長は、前条第四項の地下水の水質の測定を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、地下水の水質の測定の協力を求めることができる。

常時監視の結果をとりまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。

2 法第十五条第三項の環境省令で定める放射性物質は、公共用水域の水中及び地下水中の放射性物質とする。

(環境大臣が行う常時監視)

第九条の六 法第十五条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度を測定することにより行うものとする。

(都道府県知事が行う常時監視)

第九条の五 法第十五条第一項の規定により都道府県知事が行う常時監視は、各都道府県における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。

2 法第十五条第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による

(公表)
第十七条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

(緊急時の措置)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 損害賠償

(無過失責任)

第十九条 工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透

に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一の物質が新たに有害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が有害物質となつた日以後の当該物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透による損害について適用する。

第二十条 前条第一項に規定する損害が二以上の事業者の有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により生じ、当該損害賠償の責任について民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条第一項の規定の適用がある場合において、当該損害の発生に関しその原因となつた程度が著しく小さいと認められる事業者があるときは、裁判所は、その者の損害賠償の額を定めるについて、その事情をしんじやくすることができる。

(賠償についてのしんじやく)

第二十条の二 第十九条第一項に規定する損害の発生に関して、天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんじやくすることができる。

(消滅時効)

第二十条の三 第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。損害の発生の時から二十年を経過したときも、同様とする。

(他の法律の適用)

(結果の公表)
第九条の七 法第十七条第一項の規定により都道府県知事が行う公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第十七条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(緊急時の措置)

第十条 法第十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

(緊急時)

第六条 法第十八条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な渇水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度（第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

第二十条の四 第十九条第一項に規定する損害賠償の責任について鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）又は水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十四号）の適用があるときは、当該各法律の定めるところによる。

（適用除外）

第二十条の五 この章の規定は、事業者が行なう事業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関して、適用しない。

第五章 雑則

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

（法第二十一条第二項の政令で定める基準）

第七条 法第二十一条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この条において「審議会等」という。）が法第二十一条第一項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員（次号において「国の関係地方行政機関の長等」という。）を含むことができること。

二 審議会等に法第二十一条第一項の事務に係る事項について調査審議する部会その他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができること。

（報告及び検査）

第二十二條 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求め、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

（報告及び検査）

第八条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により、特定事業場の設置者（当該特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。）又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量（指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む）、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求め、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

（権限の委任）

第十二條 法第二十二條第一項及び第二項並びに第二十四條第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第二十二條第一項及び第二項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者（前項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求め、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

3 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設、有害物質貯蔵指定施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定地域において事業活動に伴つて公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者（排出水を排出する者を除く。）で政令で定めるものに対し、汚水、廃液等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- 3 前二項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
- 4 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。
- 5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外等）

- 4 の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。
- 5 第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三条第一項に規定する特定施設又は指定施設に関しては、法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

（立入検査の身分証明書）
 第十一条 法第二十二條第四項の証明書の様式は、
 様式第十一のとおりとする。

第二十三条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

<p>一 鉱山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「鉱山施設」という。）である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>二 鉱山施設である有害物質使用特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山から特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>三 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二</p>

<p>十一 廃油処理施設である指定施設を設置</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条第三項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十四項及び第四項</p>
<p>十 廃油処理施設である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>当該有害物質使用特定施設</p>	<p>第五条第二項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十四項及び第四項</p>
<p>九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>八 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>八条第二項、第九項、第十項、第十四項及び第四項</p>
<p>置者</p>		

<p>七 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条第三項、第六項、第七項、第十四項及び第四項</p>
<p>六 電気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>当該有害物質使用特定施設</p>	<p>第五条第二項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十四項及び第四項</p>
<p>五 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>四 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>項、第九項、第十四項及び第四項</p>
<p>山の設置者</p>		

公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関し意見を述べることができる。

3 河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。）、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）その他公共用水域の管理を行なう者で政令で定めるものは、この法律の施行に関して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該公共用水域の水質の汚濁の防止に関して意見を述べることができる。

（公共用水域の管理を行う者）
第九条 法第二十四条第三項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第一百条第一項の規定により指定された河川の管理を行う市町村長
- 二 公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいい、法第二条第一項に規定する公共下水道の管理者を除く。）及び都市下水道管理者（下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。）
- 三 漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。）
- 四 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三十三号）第十四条に規定する保護水面の管理を行う都道府県知事及び農林水産大臣
- 五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

（環境大臣の指示）

第二十四条の二 環境大臣は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると

認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務
- 二 第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務
- 三 第二十三条第三項の規定による要請に関する事務
- 四 前条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

（国の援助）

第二十五条 国は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるにあたっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

（研究の推進等）

第二十六条 国は、汚水等の処理に関する技術の研究、汚水等が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の研究その他公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第二十七条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に長に委任することができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

（事務の区分）

第二十八条の二 第四条の五第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一

項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

（条例との関係）

第二十九条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

- 一 排水水について、第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）に関する事項
- 二 特定地下浸透水について、有害物質による汚染状態以外の水の汚染状態に関する事項
- 三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態に関する事項
- 四 特定事業場以外の工場又は事業場から地下に浸透する水について、有害物質による水の汚染状態に関する事項

第六章 罰則

第三十条 第八条、第八条の二、第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（指定都市の長等の通知すべき事項）
第十三条 法第二十八条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項のうち、指定地域内の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に係るものとする。
一 法第五条、第六条、第七条、第十条、第十一条第三項及び第十四条第三項の規定による届出の内容
二 法第二十三条第二項の規定による通知の内容

- 一 第十二条第一項の規定に違反した者
 - 二 第十四条の二第四項又は第十八条の規定による命令に違反した者
- 2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第五条又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九条第一項の規定に違反した者
- 三 第十四条第一項、第二項又は第五項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
- 四 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

	<p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第五条 から第七条 まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二に関する事務 二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務 三 法第九条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務 四 法第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務 五 法第十五条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務 六 法第十七条第一項の規定による公表に関する事務 七 法第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収並びに同条第一項の規定による立入検査に関する事務
--	---

- 八 法第二十三条第二項 及び第四項 の規定による通知の受理に関する事務
- 九 法第二十三条第三項 の規定による要請に関する事務
- 十 法第二十三条第五項 の規定による協議に関する事務
- 十一 法第二十四条第二項 の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務

附則抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共用水域の水質の保全に関する法律等の廃止)

2 公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）及び工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第八十二号。以下「旧工場排水等規制法」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この法律の施行の際現に旧工場排水等規制法第八条の規定による実施の制限を受けている者については、第八条及び第九条の規定の適用については、第八条中「その届出を受理した日」とあるのは「旧工場排水等の規制に関する法律第四条又は第六条の規定による届出を受理した日」と、第九条第一項中「その届出が受理された日」とあるのは「旧工場排水等の規制に関する法律第四条又は第六条の規定による届出が受理された日」とする。

4 旧工場排水等規制法によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する

附則抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

(公共用水域の水質の保全に関する法律施行令等の廃止)

2 公共用水域の水質の保全に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二十一号）及び工場排水等の規制に関する法律施行令（昭和三十四年政令第三百八十八号）は、廃止する。

附則 (昭和四十六年六月三〇日政令第二一九号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年九月二八日政令第三四六号)

この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年五月七日政令第一一九号)

この政令は、昭和四十八年五月十日から施行する。

附則 (昭和四十九年四月一七日政令第一三〇号)

附則

この命令は、法の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

附則 (昭和四十六年七月一日総理府令第四一号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十九年一月一九日総理府令第六九号)

この府令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附則 (昭和五一年一月三〇日総理府令第二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年五月一五日総理府令第三〇号)

1 この府令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十四年六月十二日）から施行する。

2 改正法附則第三条第一項及び瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定による届出は、改正後の水質汚濁防止法施行規則様式第二又

規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和四十六年五月三一日法律第八八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

第四十一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、農薬取締法、温泉法、工業用水法、自然公園法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、公害防止事業団法、大気汚染防止法、騒音規制法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、水質汚濁防止法又は農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（以下「整理法」という。）の規定により国の機関が許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関が許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の整理法の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この政令は、昭和四十九年五月一日から施行する。

附則 (昭和四九年一月二二日政令第三六三号)

この政令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年二月三日政令第一三三号)

この政令は、昭和五十年三月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年四月四日政令第一〇四号)

この政令は、昭和五十年五月一日から施行する。

附則 (昭和五一年五月二五日政令第一二二号)

この政令は、昭和五十一年六月一日から施行する。

附則 (昭和五一年八月一四日政令第二二八号)

この政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附則 (昭和五三年四月七日政令第一二三号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。

附則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年五月八日政令第一三二号)

は様式第二の二の例による届出書によつてしなればならない。

3 改正後の水質汚濁防止法施行規則第三条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

4 附則第二項の届出書を受理した改正法による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法第二十二條第一項及び改正法による改正後の水質汚濁防止法第二十八條第一項の政令で定める市の長は、当該届出書の内容を府県知事に通知しなければならぬ。

附則 (昭和六〇年五月二七日総理府令第二九号)

この府令は、昭和六十年七月十五日から施行する。

附則 (昭和六一年一月二〇日総理府令第六七号)

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の水質汚濁防止法施行規則第一条の五第二項の規定によりQ j の都道府県知事が定める日が定められるまでの間における同項の規定の適用については、同項中「Q j 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更に増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場にあつては、特定排出水の量）」は「Q j ○」とし、「Q i 都道府県知事が定める日からQ j の都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更に増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日から当該Q j の都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）」は「Q i 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造

附 則 (昭和四十七年六月二二日法律第八四号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法第四章の二の規定及び第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法第四章の規定は、この法律の施行後に生ずる損害について適用する。ただし、当該損害が第一条の規定による改正後の大気汚染防止法第二十五条第一項に規定する健康被害物質のこの法律の施行前の排出（飛散を含む。）又は水質汚濁防止法第三条第二項に規定する有害物質のこの法律の施行前の排出（地下へのしみ込みを含む。）によるものであることを当該排出（飛散又は地下へのしみ込みを含む。）に係る事業者において証明したときは、当該損害については、なお従前の例による。

(検討)

3 政府は、公害に係る被害者の救済に関し、その損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づき、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (昭和五一年六月一日法律第四七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月一三日法律第六八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中瀬戸内海環境保全臨時措置法附則第四条及び附則第五条を削る改正規定及び第二条中水質汚濁防止法第四条の次に四条を加える改正規定（同法第四条の二第三項及び第四項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に臨時措置法第五条第一項に規定する区域において改正前の水質汚濁防止法（以下「旧水質汚濁防止法」という。）第二条第二項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事を受けている者及び臨時措置法第五条第一項の許可を受けた者又は旧水質汚濁防止法第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて旧水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排出水を排出するものは、この法律の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排出水の排水系統別の汚染状態及び量を府県知事（特別措置法第二十二条第一項の政令で定める市の区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とし、改正後の水質汚濁防止法第二十八条第一項の政令で定める市の区域内の同法第二条第二項に規定する特定施設（特別措置法第五条第一項に規定する特定施設を除く。）に係る場合にあつては当該市の長とする。）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十四年六月十二日）から施行する。ただし、第二条中水質汚濁防止法施行令別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和五十四年五月十日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令の改正により瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条第一項に規定する区域となる区域（以下「甲区域」という。）において、この政令の施行前に、特定施設（同項に規定する特定施設をいう。以下この条において同じ。）の設置につき水質汚濁防止法第五条又は第六条の規定による届出をした者でこの政令の施行の際現に同法第九条の規定による実施の制限を受けていないものは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 甲区域において、この政令の施行の際現に特定施設につき水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けている者については、当該制限を受けている間は、特別措置法第五条第一項、第八条第一項及び第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する者は、水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けないこととなつたときは、当該特定施設について特別措置法第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

b 甲区域において、この政令の施行前に、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項

造等の変更により増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量」とする。

附 則 (平成元年八月二一日総理府令第四七号) 抄

1 この府令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月二〇日総理府令第四五号)

この総理府令は、平成二年九月二十二日から施行する。

附 則 (平成五年八月二七日総理府令第三九号)

この府令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月二九日総理府令第四九号)

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月二九日総理府令第七号)

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八による届出書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

(罰則に関する経過措置)

3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年七月五日総理府令第三八号)

この府令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十八号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二二日総理府令第一〇号)

1 この府令は、平成十年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式第一から様式第三までの様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一二年三月二二日総理府令第二六号)

1 この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一二年二月八日総理府令第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中水質汚濁防止法施行規則様式第一の改正規定、第六条中悪臭防止法施行規則目次の改正規定、第七条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第一及び様式第二の改正規定、第九条中湖沼水質保全特別措置法施行規則第三条及び第十条の改正規定並びに第十一条中特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第八条及び第十五条の改正規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を除く。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事をしていない者及び改正前の水質汚濁防止法（以下「旧法」という。）第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。以下この項において、「特定施設設置者」という。）であつて改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第二条第五項に規定する特定地下浸透水（以下単に「特定地下浸透水」という。）を浸透させるものは、この法律の施行の日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、新法第五条第二項各号に掲げる事項（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置している者であつて特定地下浸透水を浸透させるもののうち同法第二条第三項に規定する排水を排出するものにあつては、新法第五条第二項第七号及び第八号に掲げる事項に限る。）を都道府県知事（水質汚濁防止法第二十八条第一項の政令で定める市の区域内の同法第二条第二項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とする。）に届け出なければならない。この場合において、特定施設設置者がこの法律の施行の際現に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する特定施設である水質汚濁防止法第二条第二

(施行期日)
1 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

附則 (昭和六十二年三月三十一日政令第八九号)
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年八月二十六日政令第二五二号)
この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附則 (平成元年三月二十九日政令第七六号)
この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附則 (平成元年七月二十八日政令第二三三三号)
この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十四号）の施行の日（平成元年十月一日）から施行する。

附則 (平成二年二月一七日政令第一五五号)
この政令は、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。

附則 (平成二年九月一四日政令第二六六号)
抄
(施行期日)
1 この政令は、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二年九月二十二日）から施行する。ただし、第一条中水質汚濁防止法施行令第三条の次に一条を加える改正規定並びに同令別表第一及び別表第四の改正規定並びに第二条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第四条の次に

施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (平成二三年三月一六日環境省令第三号)
(施行期日)
第一条 この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)
第二条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の大気汚染防止法施行規則様式第八による証明書及びこの省令による改正前の水質汚濁防止法施行規則様式第十一による証明書は、その有効期間内においては、この省令による改正後の大気汚染防止法施行規則及びこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則による証明書とみなす。

附則 (平成二三年一〇月二八日環境省令第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は平成二十三年十二月十一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年三月二七日環境省令第三号)

項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者及び瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の許可を受けた者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて特定地下浸透水を浸透させるものであるときは、当該特定施設についてのこの届出は、同法第五条第一項の許可を受けた府県知事（同法第二十二条第一項の政令で定める市の区域内の同法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とする。）に対しするものとす。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。
3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第三条 新法第十二条の三及び第十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の特定事業場から浸透する特定地下浸透水については、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。
2 前項の場合において、旧法第十四条第五項の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成二年六月二二日法律第三八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

一条を加える改正規定及び同令別表第二の改正規定は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成三年七月二十六日政令第二四〇号)
この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附則 (平成四年三月二七日政令第五五号)
この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成四年六月二六日政令第二一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年七月四日）から施行する。

附則 (平成四年七月一日政令第二三七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年八月二七日政令第二八一号)
この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附則 (平成五年十一月十九日政令第三七〇号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条中水質汚濁防止法施行令第七条第一号の改正規定は、環境基本法の一部の施行の日（平成六年八月一日）から施行する。

附則 (平成五年十二月二七日政令第四〇一号)
この政令は、平成六年二月一日から施行する。

附則 (平成六年三月一日政令第三八号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（設置の工事がされているものを含む。）のうちこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則（以下「新規則」という。）第八条の二から第八条の七までに規定する基準に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち基準に適合しない部分については、新規則第八条の二から第八条の七までの規定は、附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項に定める基準に適合する場合を除き、平成二十七年五月三十一日まで適用しない。

第三条 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに限る。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。
一 次のいずれにも適合すること。

イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。
ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正前の水質汚濁防止法の規定により国の機関に対してされている届出又は国の機関がした命令その他の行為は、第三条の規定による改正後の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正後の水質汚濁防止法の相当規定に基づいて、相当する国の機関に対してされた届出又は相当する国の機関がした命令その他の行為とみなす。

この政令は、平成六年四月一日から施行する。
附則 (平成七年三月二三日政令第七〇号)
この政令は、平成七年四月一日から施行する。
附則 (平成八年七月五日政令第二〇八号)
この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十八号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。
附則 (平成九年三月二四日政令第六一号)
この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附則 (平成一〇年三月二七日政令第七七号)
この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成一〇年五月二〇日政令第一七三号)
この政令は、平成十年六月十七日から施行する。
附則 (平成一〇年二月二四日政令第四〇六号)
この政令は、公布の日から施行する。

等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。
二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。
2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十一号)による改正後の水質汚濁防止法(以下「新法」という。)第十四条第五項の規定による点検は、新規則表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

附則 (平成五年一月一九日法律第九二号)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。
附則 (平成七年四月二一日法律第七五号)
抄
附則 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この政令は、平成一一年一月二二日政令第三八七号)
抄
附則 (施行期日)
第一条 この政令は、平成一二年四月一日から施行する。
附則 (平成一二年二月二二日政令第四一二号)
この政令は、平成一二年三月一日から施行する。
附則 (平成一二年六月七政令第三一三三号)
抄
附則 (施行期日)

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
二 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上

附則 (平成八年六月五日法律第五八号) **抄**

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 特定事業場における有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透のうちこの法律の公布の日前にあったものについては、当該浸透の時ににおける当該特定事業場の設置者(相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。)がこの法律の公布の日まで引き続き当該特定事業場の設置者である場合を除き、改正後の第十四条の三第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成一二年八月三〇日政令第四一七号)
抄
附則 (施行期日)
第一条 この政令は、平成一三年四月一日から施行する。
附則 (平成一二年二月二五日政令第五一七号)
抄
附則 (施行期日)
1 この政令は、平成一三年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) **抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定(別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四と第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号(十の三)の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。)並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年六月一三日政令第二〇一号)
この政令は、平成一三年七月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月五日政令第三二五号) **抄**
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。
-------------------------	-------------------------	---

第四条

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限り。)のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。
一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。
二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のい

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十一年五月二一日法律第五〇号)

抄

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附則 (平成二十一年七月一六日法律第八七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び

附則 (平成二十三年一月九日政令第三五〇号)
この政令は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附則 (平成二十三年一月二四日政令第三九七号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十四年三月二五日政令第六〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十四年一〇月三〇日政令第三一九号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成十四年一月一日政令第三二七号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成十四年一月二三日政令第三七二号)

れかに適合すること。

イ トレンチの中に設置されていること。

ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設設備	点検を行う事項	点検の回数
一 配管等(地下に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
二 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
質を含む水の漏えい	配管等からの有害物質を含む水の漏えい	六月に一回以上

び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百七十四条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 施行日前に第四十三条の規定による改正前の水質汚濁防止法第四条の三第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第四十三条の規定による改正後の水質汚濁防止法第四条の三第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によ

抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二十五年一〇月一日政令第四四九号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則 (平成十六年九月二九日政令第二九三号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改

されている場合に限る。	の有無	の有り無
トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	六月に一回以上
三 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月)に一回以上

第五条

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等(この省令の施行の際現に存するものに限る。))のうち新規別表第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。
- 二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十二年五月三一日法律第九一号）抄

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産（経過措置）

消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）附則第八条の規定の施行の前である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

附則（平成一五年六月一八日法律第九二号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月二一日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第八条 施行時特例市に対する第二十三条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令第十条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

二 地下貯蔵施設（前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの（第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	三月）に一回以上
---	---	----------

第七條 附則第三条から第六条までの規定は、この省令の施行の日以降に新法第六条第一項の規定による届出がされた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について準用する。

第八條 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新

規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上	
二 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上	
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うことと	

（処分等に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱山保安法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱山保安法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一七年四月二七日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則 （平成一八年六月一四日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第九条の六、第五十五条の二及び第六十一条の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第三十九条の四の次に一条を加える改正規定、第四十八条第四項の改正規定（「油濁防止緊急措置手引書」の下に「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を加える部分を除く。）及び同条第八項の改正規定（「に立ち入り、」を「若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な」に、「を検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める部分に限る。）並びに第五十七条第十一号の改正規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成二二年五月一〇日法律第三一三号）抄

（施行期日）

四 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
--------	--------------------------	---

五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同程度の有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の浸透の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
----------	--	--

2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二第二項中「第八条の七第一項第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。

第九条 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規則様式第一の例による届出書を提出して行うものとする。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 （平成二四年五月二三日環境省令第一四号）

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則 （平成二五年一月一九日環境省令第二四号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（大気汚染防止法第十四条第一項及び第三項並びに第十六条の改正規定並びに同法第二十五条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分を除く。）を除く。）、第二条中水質汚濁防止法の目次の改正規定、同法第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（措置命令に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の水質汚濁防止法第十四条の二第三項の規定によりした命令は、第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法第十四条の二第四項の規定によりした命令とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年六月二二日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされている届出は、この法律による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に工場若しくは事業場において新法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置している者（新法第五条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしていない者を含む。）又は工場若しくは事業場において新法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。次条において同じ。）は、この法律の施行の日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を都道府県知事（新法第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）以下この項において同じ。）の区域内の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る場合にあつては、当該市の長とする。）に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をした者は、新法第六条第一項の規定による届出をした者とみなす。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

附 則 （平成二六年一月四日環境省令第三〇号）（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間（金属鉱業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）に属する特定事業場にあつては、二年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている

法第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場の排水のカドミウム及びその化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあっては、一年間）は、改正後の省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（新法第五条第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしていない者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新法第八条第二項、第十二条の四及び第十三条の三の規定は、適用しない。

2 前項の規定に該当する者に対する新法第十三条の三第二項の規定の適用については、同項中「第十二条の四の基準の適用」とあるのは、「第十二条の四の基準の適用（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の日から起算して三年を経過することにより同条の規定が適用されることとなった場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）

抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第六〇号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一八日法律第七二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。